



報告していただいたデータが活かされています！

平成 29 年度

出猟カレンダー 結果報告



●●● 兵庫県に登録の狩猟者の皆様へ ●●●

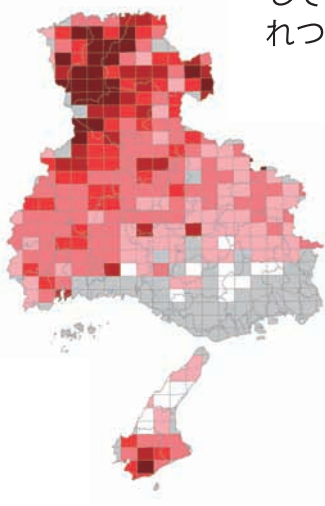
毎年「出猟カレンダー」などの調査にご協力いただき、ありがとうございます。集計した情報は、県の狩猟制度の調整や被害対策のための基礎資料として活用しております。昨年度の集計結果の一部を紹介いたします。皆様の参考になれば幸いです。



シカ

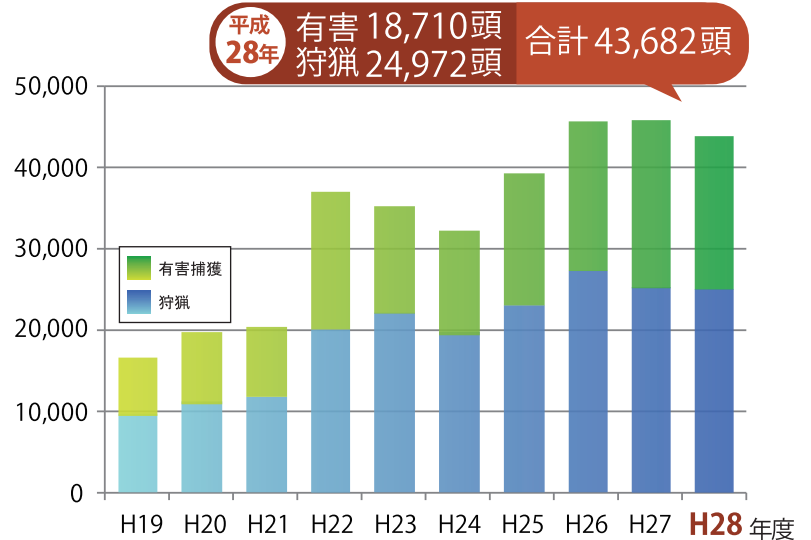
シカの捕獲は昨年度と同程度 高い捕獲圧を維持

シカの捕獲頭数は、捕獲目標としている 4 万 5 千頭と同程度の高い水準を維持しています。地域によっては目撃数の減少もみられ、継続的な捕獲の効果が現れつつあります。



目撃効率 H28 年度

銃猟 1 人 1 回あたりの目撃頭数



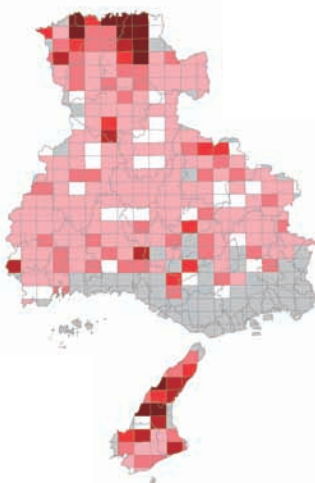
捕獲頭数の推移 H19 ~ 28 年度



イノシシ

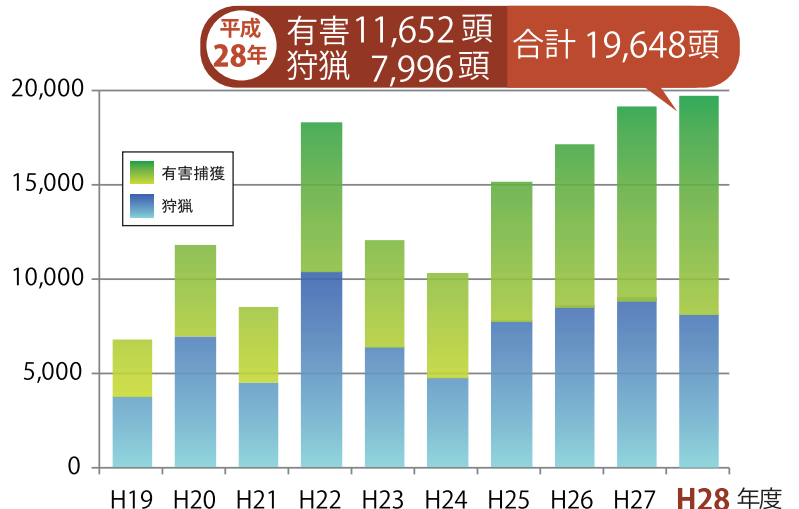
イノシシの捕獲頭数は過去最高 1 万 9 千頭超え

イノシシの捕獲頭数は、年によるばらつきがありますが、平成 25 年度以降は年間 1 万 5 千頭を超える捕獲が維持されています。



目撃効率 H28 年度

銃猟 1 人 1 回あたりの目撃頭数



捕獲頭数の推移 H19 ~ 28 年度

出猟カレンダー ご記入のお願い

- 鉛筆や黒色のボールペンでお書きください。
- 枠からはみ出さないように、お書きください。
- 折り曲げたり、汚したりしないでください。
- 捕獲がない場合も、氏名等を記入して提出してください。
- 設置や捕獲がない場合、記録は空欄のままでも結構です。

1 わな猟用

注意 設置記録と捕獲記録にわけてお書きください！

設置記録 シカ・イノシシ目的であれば、捕獲実績のないわなについても記録してください。

撤去や追加があっても、期間中に設置したわなの数で結構です

メッシュ番号	設置場所 (市町・地区)	開始日	終了日	台数		
				くくり	箱	囲い・樫
079	〇〇市△△町××	12月8日	1月26日	8	5	8
104	〇〇市△△町××	11月15日	11月30日	12	8	8
008	××市××町〇〇	2月1日	2月9日	7	8	1

「兵庫県鳥獣保護区等位置図」3ケタのメッシュ番号を記入

1ケタの場合右につめる

設置場所以外は数字を記入

捕獲記録 捕獲日ごとに、メッシュ番号ごとに、捕獲頭数をご記入ください。

捕獲日	メッシュ番号	くくりわな				箱わな・樫				囲いわな・樫			
		シカ		イノシシ		シカ		イノシシ		シカ		イノシシ	
		オス	メス	オス	メス	オス	メス	オス	メス	オス	メス	オス	メス
12月14日	079						3	1					
2月4日	008											2	
2月5日	008		1										

同じ日に同じメッシュ番号で捕獲されたら一行にまとめる

間違えたら消しゴムや修正液等で消す
横線や斜線等で訂正しないでください

2 銃猟用

シカ・イノシシ猟の都度、ご記入ください。

目撃や捕獲がなかった日も記入

間違えたら消しゴムや修正液等で消す
横線や斜線等で訂正しないでください

クマの目撃情報についても記入

出猟日				メッシュ 番号	出猟場所 (市町・地区)	同行 者数 (自分も 含む)	シカ					イノシ			クマ		
							目撃数			捕獲数		目撃 数	捕獲 数	目撃 数	糞	足跡	
							ス	メス	不明	オス	メス						
12月8日	079	〇〇市△△町××	16人	8	4	5	3		1								
11月15日	008	××市××町〇〇	1人														
12月14日	104	〇〇市△△町××	12人	2		1			1								

1ケタの場合右につめる

自分が目撃した頭数を記入
(同行者と重複してもかまいません)
捕獲したものは、目撃数には含めない

自分が捕獲した頭数だけ記入
(同行者と重複しないようにしてください)

自分が目撃したクマの糞・足跡の有無を
×印で記入(同行者と重複してもかまいません)

クマの情報収集にご協力お願いします



クマの狩猟については「ツキノワグマ管理計画」に基づき狩猟の禁止が制限的に解除されます。狩猟がクマの生息動向に与える影響を把握するために、シカ・イノシシ猟の際のクマの目撃および糞・足跡の有無の調査にご協力をお願いします。なお、クマを狩猟対象とする場合には、法律に基づく事前承認が必要です。シカ・イノシシの狩猟とは異なる制限がかかりますので、法令の遵守をお願いします。

・クマの狩猟には毎年の事前承認が必要です

兵庫県が実施するツキノワグマの狩猟にかかる安全講習会の受講および事前の承認が必要です。

・クマの狩猟が可能な期間は1ヶ月間です

クマの個体群への影響を抑えるため、クマの猟期は11月15日から12月14日に制限されています。また、子連れのクマは狩猟外です。

・狩猟可能な数は狩猟者1人あたり期間中に1頭までです

捕獲後は県が指定する場所へ捕獲個体を搬入し、狩猟個体のモニタリングにご協力ください。

・捕獲の中止命令がでた際には速やかに従ってください

有害捕獲および狩猟による捕獲頭数が、捕獲頭数上限を超えた場合または超えると予想される場合には、クマの狩猟が中止されますので、速やかに従ってください。

